

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

一般社団法人京都社会福祉士会

②施設の情報

名称：京都府立桃山学園 児童養護施設	種別：児童養護施設
代表者氏名：岩本 俊也	定員（利用人数）：30（23）名
所在地：京都市伏見区桃山町遠山50	
TEL：075-611-3136	ホームページ： http://ksj.or.jp/facility/fa05momo/

③理念・基本方針

《京都府社会福祉事業団基本理念》

①社会福祉施設としての公的責任を果たす施設であること。②利用者の権利を擁護し、利用者本位の、利用者には選ばれる施設であること。③地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に開かれた施設であること。④主体性のある法人・施設をめざすこと。

④施設の特徴的な取組

京都市伏見区にある桃山学園は、社会福祉法人京都府社会福祉事業団が京都府からの指定管理を受けて運営する児童養護施設であり、同敷地には福祉型障害児入所施設もあります。定員30名の中舎制です。近年は中高生の入所が増えていることや、障害を有している子どもも多くいることから、一人ひとりの生活歴、発達状況等に応じた個別的支援に取り組んでいます。社会の状況等により入所してくる子どもの健全な育成が難しい中、職員同士が話をしやすい雰囲気を作り出し、一体となって支援にあたっています。法人の他施設での虐待事案の発生を契機とし、支援の面を中心に見直しに取り組んでいます。また、人事考課、研修体系の構築にも取り組んでいます。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年9月12日（契約日） ～ 平成29年10月26日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成25年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

○複数の施設を運営している大規模な法人の施設であることから、法人のスケールメリットを活かした取組みが行われています。具体的には、中長期計画・単年度計画の策定、ホームページや広報誌、パンフレットの作成、施設間の人事交流、研修、マニュアルの策定、経営・人事の管理、人材確保、福利厚生制度等が挙げられます。

○本施設での勤務歴の長い職員が多く、継続した支援が行えるようになっていきます。人材の確保や配置については、法人が中心になって行っており、法人内他施設への異動もありますが、現場職員については専門性や職員の希望等を踏まえた結果、長期間に渡って関わるができるようにしています。法人として「きょうと福祉人材育成認証制度」の「認証事業所」を取得しています。

○同敷地にある障害児入所施設において発生した虐待案件の反省を踏まえ、法人全体で虐待防止に取り組んでいます。児童養護施設においても虐待防止に対する意識が高まり、従来の認識や取組みの確認、変更を行っています。現在は、施設全体でセルフチェックシートの活用による支援内容の振り返り、会議等での支援方法の検討・確認、研修の受講等、虐待防止に意識的かつ積極的に取り組んでいます。

○セルフチェックシートは、職員が自らの言動や子どもへの対応等について振り返ることができるようになっていきます。また、セルフチェックシートを会議等で検討することにより、施設全体の質の向上につながられるようにしています。

○パソコンソフトを活用し、日々の子どもの様子を詳細に記録しています。ソフトの機能上、体系的な整理が出来ていない部分もありますが、支援の経過、子どもの課題等について、職員全員で共有できる仕組みとなっています。

○子どもには担当職員を決めています。日々の記録や会議等で情報を共有する他、何でも話し合える職場作りを行うことで、問題の早期発見・早期対応や職員が問題を一人で抱え込むことがないようにしています。

○精神科の嘱託医の他、臨床心理士資格を有する心理担当の職員を配置することにより、子どもの心理面の支援を行うことができます。近年は発達障害等の障害のある子どもの入所も少なくないため、心理面の支援については施設全体で熱心に取り組んでいます。

○児童相談所、学校を始め、関係機関との連携を密に取り、子どもの健全な育成や問題行動の予防等に取り組んでいます。また、ボランティアや協力機関とも連携し、子どもへの学習支援、生活支援、社会体験、余暇活動等の充実を図っています。

◇改善を求められる点

施設長を始め、職員は熱意をもって子どもの支援にあたっていますが、下記の点等では、改善が望まれます。

○標準的なアセスメント様式を定めていません。施設で得た情報、児童相談所や関

係機関からの情報等を整理し、子どもの状況を的確に記載できるアセスメント様式の作成が望まれます。

- 各種規定、マニュアルは法人が中心となって作成していますが、プライバシーに関する規定等がなく、マニュアルが十分でないものもありました。また、性教育、金銭管理、専門職実習のプログラム等は作成していません。規定やマニュアルの見直しは定期的に行っていますが、支援プログラムも併せて漏れがないかを確認し、必要な事項に関しては適宜追加してください。
- 専門職や経験者の能力を活かした職員の指導を行っていますが、スーパービジョンの体制が確立しているとは言えません。指導者への研修、仕組み作り等、職員に対してスーパービジョンが適切に実施できる体制を構築してください。
- 地域での会議への参加、施設利用の取組み、学校や関係機関との連携等、施設と地域との連携を進めていますが、地域との連携体制は十分とは言えません。地域の理解や福祉ニーズの分析、情報の共有、災害時の連携体制、専門的な知識を活かした地域への貢献等、地域との連携が更に進むような取り組みに期待します。
- 苦情への対応については、フローチャートを作成して速やかに行うようにしていますが、事故やヒヤリハットとの区別、内容の公表は十分ではありません。苦情の定義を明確にした上で、プライバシーに配慮した上で、積極的に公表を行うようにしてください。
- 破損等の修繕が出来ていない箇所があります。法人と連携して設備面での計画的な修繕を行うとともに、緊急の修復にも速やかに対応出来る体制作りを行ってください。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回3回目の第三者評価受審となりますが、受審の度に、事前の自己評価の段階から自施設の取り組みを全職員で見直す機会となっています。

受審の結果、改善が図られている点と、不十分な点とが明確となりました。改善が求められる点については、今年度の事業計画にも反映し、全職員で改善が図られるよう、取り組んでいます。

また、高評価となった項目についても、全職員一丸となり、子ども達への支援の質の向上に向けて、より一層努力を重ねていきたいと考えています。

なお、社会的養護の評価は全国統一の評価基準であり、「B」評価を基本としているが、他の種別の事業所については、京都府における評価基準であり、「A」評価を基準としている点について、ホームページ公表の段階で、府民にわかりやすく説明するよう要望します。

また、全国統一の評価基準であると言う以上、評価機関による差異をなくす意味で、「C」と評価する客観的基準を、明文により、明らかにすることを要望します。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
＜コメント＞ 理念、基本方針は法人で決定しており、職員会議等で周知、共有はしています。広報誌にも掲載していますが、子どもや家族に十分周知できているとは言えません。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・析されている。	a
＜コメント＞ 児童相談所との協議や伏見区ネットワーク協議会等に参加するなど地域の動向、ニーズの把握に努めています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
＜コメント＞ 法人本部が中心となって課題を明確にし、経営改善に向けた取組を行っています。職員には会議等で周知しています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>平成25～平成27年度の経営改善計画を策定し、目標達成に向けて取り組んでいます。ただし、この計画に基づいた次年度以降の中期・長期計画は作成されていません。京都府の指定管理に関する事業計画（平成28年度～平成32年度）は作成しています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>単年度事業計画を策定するに当たっては施設の管理者、課長、主任の日々のやり取り等も踏まえて策定していますが、中・長期計画を十分に踏まえているものとは言えません。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>職員は少人数で、日々の業務を遂行する中で考えたことを共有し、事業計画に反映させています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解をしている。	b
<p><コメント></p> <p>ホームページや園だより、面談の場面等で周知を図っていますが、子どもや保護者に、より分かりやすく伝えるための工夫が必要です。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>業務改善の委員会の設置、業務改善推進プロジェクトの推進等、法人と事業所が計画的に養育・支援の質の向上に努めています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>職員の自己評価等を通じて養育・支援の課題を明らかにし、具体的な改善計画を策定して改善に取り組んでいます。その過程において職員の質の向上に対する意識形成も成されています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>事務分掌を整備して施設長の役割と責任を明確にし、職員には会議等の場で、対外的には広報誌等で表明をしています。有事の際の役割も明確にしています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>京都市内の児童養護施設会議、法人の管理者会議、全国児童養護施設長会議等から法令に関する情報収集・理解に努めています。そこで得た情報等は会議等で職員への浸透を図っています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>職員との話し合いや施設長会議に参加すること等により、現在、施設が抱えている課題を明確にしています。施設長はリーダーシップを発揮し、ソフト、ハードの両面で改善に取り組んでいます。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>法人本部や関係機関との連携を図り、業務の内容の点検、実態把握を行い、業務の実効性を高める取り組みを進めています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>正規職員等の人材確保は法人が行っていますが、短期期間職員については施設長の権限で確保しています。法人全体でキャリアパス制度を導入し、計画的な人員配置、育成を行っています。また、法人は京都府人材育成認証制度の認証事業所となっています。</p>		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント> 人事管理は法人を中心に行っており、キャリアパス制度を基にした職員研修を併行して実施しています。職員意向調査も行っていますが、キャリアパス制度は導入段階であり、仕組み作りが完成しているとは言えません。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント> 法人として、職員が一人で負担を抱え込まないような相談体制を取っている他、施設においては個別面談を実施しています。休暇の取得状況や超過勤務の実態の把握、人員確保に努める等、職員の健康状態に配慮しています。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p><コメント> 現在、法人で人事考課制度について見直しを行っており、平成29年度から本格的に実施される予定です。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント> 職員研修マニュアルを作成し、職員の研修計画もあります。現状は「案」の段階であり、キャリアパスと融合したものとはなっておらず、今後キャリアパス研修体系との整合性が求められます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント> マニュアルを作成し、施設研修担当を中心とした内部研修体制を確立しており、職員の外部研修受講希望にも対応しています。新規採用職員にはエルダー制度を実施しています。全体の研修計画は改善の余地があります。階層別研修はキャリアパスとの整合性が図られることが期待されます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント> 実習に対する基本姿勢を明示し、社会福祉士、保育士等の実習生を受け入れています。それぞれの専門性に合わせた実習を行っていますが、専門職に対応したプログラムの明文化はできていません。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>広報誌やホームページで情報を発信し、施設の情報公開に努めています。また、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、相談体制を整えていますが、苦情、要望の区別が明確にされておらず、内容の公表もされていません。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>法人本部が一括して事務を行っており、公認会計士による法人への監査が行われていません。また、指定管理については京都府からの調査が行われています。法人内部の施設運営については1年に1回、法人内施設で互いにチェックをする仕組みがあります。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設への出入りについては出来る限り自由にできるようにしています。地域行事への参加、備品の貸出、学区少年補導委員会にも施設として参画しています。施設事業計画でも地域との関わりを明示しています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>ボランティアに関する基本的姿勢を明文化し、平成27年度には様々なボランティアを、延べ160名受け入れています。ただし、ボランティアへの定期的な研修は行っていません。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>児童相談所や学校、地域のネットワーク等、社会資源を積極的に活用しています。職員は社会資源を把握していると思われませんが、リスト化はできていません。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	c
<p><コメント></p> <p>施設行事への参加の呼びかけ、地域の清掃活動等への参加、地域での会議への職員の出席等、地域との交流を図っています。ただし、施設が主催して講演や研修会等は行っていません。また、災害時、地域住民の受け入れ施設としての用意はありません。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>地域の活動や会議に参加する等、地域との交流に努め、地域ネットワークにも参画していますが、地域の福祉ニーズを把握する取り組みはできておらず、施設の今後の課題としています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した養育・支援提供に関する基本姿勢を明示するとともに、各種会議や研修等を通じて職員で共有し、実践に努めています。また、職員のセルフチェックシートを用いて、支援に関する振り返りを行っています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>職員は毎月セルフチェックを実施し、管理者会議でフィードバックし、その結果を課内会議で話し合っています。個人情報保護規程はありますが、プライバシー保護に関する規程はありません。虐待防止マニュアルを作成し、研修も実施しています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <p>ホームページやパンフレットで、分かりやすい情報を発信するように努めています。また、「子どもの権利ノート」も活用して説明を行っています。ただし、検証や見直し、更新については十分に行えているとは言えません。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもや保護者の支援内容、支援経過については、細やかに記載されています。保護者とは直接会って話をする機会がないケースも多く、支援に関する説明ができていない状態ではありません。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>措置変更や移行については、継続した支援ができるように努めていますが、引き継ぎに際しての文書様式は定められていません。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>定期的に子どもとの話し合いや面談の機会を設けています。子どもへの満足度調査は行っていますが、アンケートに近い状態にとどまっており、満足度を図るものにはなっていません。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みを定め、第三者委員を弁護士に委嘱しています。平成27年度の苦情は4件ということで、報告書に記載しています。しかし、苦情が出しやすい仕組み、苦情の公表方法等については、更なる検討が必要です。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>様々な理由で入所してくる子どもの気持ちに配慮し、相談相手として担当職員だけでなく、他の職員も相談できることなどを説明しています。ただし、それらを記した文書などは用意していません。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもとの対応は細かく記録し、職員で共有するとともに、迅速に対応するように心掛けていますが、対応マニュアルは作成していません。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>月に一回、事故防止委員会を開き、実際に起きた事例や支援についての協議を行っています。事故防止委員会には外部からの参加もあり、第三者の公平な視点も交えた検討を行っています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設内に保健委員会を設置し、感染症対策を行っています。また、感染症マニュアルを作成し、発生時にはマニュアルに沿った対応を行っています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>災害時に対応できるように職員の「緊急連絡網」を作成しています。施設内には3日分の備蓄を確保しています。ただし、施設が立地する地域との連携や協力体制は構築できていません。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>誰が担当しても標準的な支援ができるよう、支援マニュアルを作成していますが、マニュアルに基づいた支援が実際に行われているかどうかの確認は、職員同士が口頭で行う程度であり、文書で確認する仕組みはありません。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>支援マニュアルの見直しは定期的に行われています。職員全員が目を通しているとのことですが、職員が参画して見直しをする仕組みには至っていません。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの個々の状況に応じた支援計画を策定し、年2回の見直しを行っていますが、標準的なアセスメント様式がなく、適切なアセスメントが行われているかの判断ができません。早急にアセスメント様式を作成することが求められます。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>支援経過は細かく記録されており、支援が計画に基づいて実施されているかを確認することができます。1年に2回（半年毎）、計画の見直しを行い、見直しに当たっては職員会議を開催し、担当者以外の意見も反映しています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>支援記録の書き方を含めた「ガイドライン」を作成し、これに基づいた支援記録を作成し、職員間での共有化が図られています。ガイドラインは職員がそれぞれ保管し、いつでも参照できるようにしています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>法人が「事業団個人情報保護規程」を作成し、これに沿った運用を行っています。また、ITに即した「コンピューター情報システムの運用に関する規程」も作成していますが、子どもや保護者に対する説明は十分とは言えません。</p>		

内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
<p><コメント></p> <p>日々の記録を基にして、職員が子どもへの支援の共有、振り返りがきる仕組みがあります。困ったことは上司や先輩に相談できるとのことですが、スーパービジョンの体制が整っているとは言えません。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの出生や生い立ち、家族の状況を整理し、適切に知らせることができるように準備しています。知らせる内容やタイミング、高齢で入所した子どもへの伝え方など、職員間で相談しています。また、必要に応じて児童相談所との相談をしています。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるう、わかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもが自分たちの権利について正しく理解できるよう、年齢に応じて二種類の権利ノートを準備し説明しています。また、職員は研修等で権利について学んでいます。しかし、子どもに対して、定期的な全体での説明ができていません。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもと職員が定期的に相談の場を設け、小グループで外出する等、ふれあいの時間を確保するようにしています。子どもの間でトラブルが生じた場合は、関係の修復ができるように促していますが、障がいのある子どもなど、弱い立場にある仲間に対する発言等には職員が個別に話をし、関係が修復できるように支援しています。</p>		

A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
<p><コメント></p> <p>虐待の防止については、法人全体で力を入れて取り組んでおり、職員の意識の変化も見られますが、不適切な行為があったとのことです。フローチャートを整備し、虐待行為や不適切対応があった場合には速やかに報告、対応がとれるようしています。また、就業規則には、虐待に対する処分を明確にしています。</p>		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>職員は子どもとの面談や声掛けを通して信頼関係を結びながら、子ども自身が不適切なかかわりを自覚するよう働きかけています。さらに、暴力や不適切なかかわりに関するセルフチェックやそれに基づいた職員会議等で虐待の早期発見と防止に取り組んでいますが、いずれも十分に達成できているとは言えません。</p>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>事故防止委員会や虐待防止委員会を設置し、対応マニュアルを整備し活用しています。また、外部委員の意見を聞き、施設全体で再発防止に努めています。虐待防止マニュアルには通報者の保護が明示されていますが、被措置児童等虐待の届出・通告制度について、子どもへの説明はしていません。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>これまで思想、信教の自由について子どもや保護者からの訴え等はなく、対応した事案はありませんが、そうしたことがあった場合には配慮していく考えです。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>入所前に施設職員や担当職員との面談や施設見学を実施するとともに、学校等から聞き取りを行う等、可能な限り入所前の生活環境等の把握に努め、施設生活がスムーズにスタートできるように配慮しています。</p>		

A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>その時々の入所児童の年齢や支援課題等に配慮しつつ、子どもたちの意向も踏まえながら、生活の見直しを行っています。生活の流れを変更する等の場合には、子どもの生活リズムが崩れないように配慮しています。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>日常のかかわりや面談、担当職員との個別での買い物時に興味や関心のあるものの把握に努めたり、施設外の社会資源も活用する等により、子どもの余暇の過ごし方に対する支援を行っています。ただし、子どもが主体的に生活に関わるというまでには至っていません。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>職員と買い物に行く際や貯蓄の管理等により、金銭感覚を養いながら、金銭管理ができるよう支援を行っていますが、具体的なプログラムは作成していません。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>退所支援マニュアルを作成し、これに基づいた支援を行っています。家庭復帰が想定されるケースに対しては、継続的に措置機関と協議し、必要な社会資源や相談窓口などの整理を行い、関係者との事前協議を実施しています。家庭復帰後も家庭訪問を実施し、関係機関と情報交換を行い支援しています。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
<p><コメント></p> <p>現状は、施設生活を継続することよりも、入所時に社会自立の力をつけ、アフターケアを行っているケースが多いとのことです。自立支援ホームへ措置変更したケースはありますが、現在、措置延長しているケースはありません。</p>		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>施設職員だけでなく、協力団体とのつながりを生かして、アフターケアに取り組んでいます。子どもの就職先と連携し、何かあった場合には施設に連絡が来るようにしています。学園祭、成人を祝う会、月一回の定例会など、退所者が集まれる機会を設けています。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの養育された背景や、家族との関係などから子どもの心に何が起こったのかの理解に繋がっていますが、さまざまな特性を持つ子どもが多くなり、心理担当職員の助言や研修の機会を持っています。現在、子どもの満足度調査などを含むアンケート調査は行っていません。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
<p><コメント></p> <p>年齢相応の基本的欲求の充実が図れるよう子どもの意見を尊重しつつ、担当職員を中心に信頼関係の構築に努めています。夜間の勤務体制により、幼少児が夜間に目覚めたときに安心感を与えることが十分にできない状況となっています。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの自主性を意識して支援するように心掛けていますが、精神面の発達が遅めの子どもも多く、必要以上に関わり合いを持ってしまったり指示的な支援になっている傾向があります。</p>		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>現在は幼児の入所がなく、幼稚園児への支援はありません。様々な背景、特性を持って入所している子どもが多い中で、子どもたちが参加できそうな外部でのイベントやサークルに参加を促すようにしています。玩具、図書等は備えていますが、量や質、管理や利用方法に課題があります。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p><コメント></p> <p>施設生活が穏やかで明るい雰囲気となるよう、職員の振る舞いや言葉遣い、環境要因等に配慮しています。社会生活の規範を理解・習得できるよう根気強く支援をしていますが、上手いいかないこともあります。子どもたちに見やすく分かり易い掲示は、破られてしまうことがあるため、現在は行っていません。</p>		

A-2-(2) 食生活		
A⑳	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>食事の場や時間が楽しい時となるように、団欒の雰囲気を意識しながら食事支援を行っています。見学時も家庭的な雰囲気が感じられました。食事の時間は年齢に応じて変えていて、大勢で食べることを拒む子どももいて臨機応変に対応しています。茶碗、箸、コップ、おやつ皿、水筒、弁当箱などは個人持ちのものを用意し使用しています。</p>		
A㉑	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>給食委員会を定期的で開催し、栄養士、調理員、支援職員間で意見交換を行い、より良い食生活を整えるように努めています。食物アレルギー等で個別の対応が必要な子どもに対しては、支援計画に基づいた食事を提供しています。行事食では子どもの希望を聞いています。</p>		
A㉒	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
<p><コメント></p> <p>調理実習時は献立、食材の買い物から片づけまでを体験させています。外食する機会を設けて施設とは違った雰囲気での食事をし、同時に食事マナーをも身に付けさせています。食事には職員も参加、声掛けなどをして雰囲気づくりに努めていますが、子どもの発達に応じた支援は今後の課題としています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉓	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
<p><コメント></p> <p>衣類購入は個別に担当職員と出かける機会を設け、季節感やサイズ、個々の好みで衣類が購入できるように配慮しています。洗濯について中学生以上は自分で洗うようにしています。年齢が高くなるに連れ、個々の好み等が多様になり、管理が行き届かないことがあります。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A㉔	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
<p><コメント></p> <p>食堂やリビングは毎朝職員が清掃し、植栽などは業者に依頼し施設全体を綺麗に保てるよう努めています。破損個所の修繕は随時行っていますが、修繕が追いついていない状態です。</p> <p>今後、家庭的な雰囲気をより一層感じられる住空間とするための取組みを始める予定です。</p>		

A②⑥	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b
<p><コメント></p> <p>基本的に小中学生は二人部屋となっているため、個々のスペースが確保できるように配慮し、概ね同年齢同士が同室となるように配置しています。年少児の居室は、職員の声が聞こえる位置にするなどの配慮をしています。建物の構造上、小規模グループでの養育環境づくりは行えていません。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A②⑦	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>理美容については、小学生は施設内で理美容ボランティア受け入れ、中学生以上は外部理美容を利用しています。施設内外の危険個所の把握に努めていますが、子どもの発達状況や抱えている課題などに対応した支援はできていません。自転車走行をはじめ、交通ルールについては十分に指導できていない状況です。</p>		
A②⑧	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>嘱託医については、内科は月に1回、精神科は月に2回の診察を行っています。子どもの健康管理について嘱託医との情報共有に努めています。服薬が必要な子どもについては、必要性が理解できるように医師から説明してもらっています。職員に対する保健に関する研修を年に1～2回、行っています。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A②⑨	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	c
<p><コメント></p> <p>支援マニュアルに、目的、具体的な支援内容について記入していますが、学習会や研修の実施にまでには至っておらず、カリキュラムも作成していません。</p>		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A③⑩	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
<p><コメント></p> <p>可能な範囲で個人所有とし、私物には氏名を記載し他児との区別を明確にしています。物の取扱いを大切にできるよう支援しています。</p>		
A③⑪	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの成長記録を写真などで残しており、これらを職員と子どもが一緒に見て振り返ることもあります。現在、データの電子化を図っている途中であり、全児童について整理するまでには至っていません。</p>		

A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A③②	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>加害者・被害者双方に向き合い支援を行うように心掛け、分離が必要な場合は措置機関の協力を得ながら対応しています。職員が一人で抱え込まないよう、チームで適切な支援について振り返りを行っています。</p>		
A③③	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>暴力行為については、子どもと定期的に面談を行うこと等で、子ども自身の意識向上を図っています。暴力行為等が発生しそうな時や実際に発生した際には職員で情報を共有して対処するとともに、必要に応じて児童相談所に相談をしています。</p>		
A③④	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
<p><コメント></p> <p>現在、保護者などの強引な引き取りなどの事案はありません。保護者等の引き取りや面会、通信の可否等については児童相談所と情報の共有を図り全職員に周知を行っています。また、地域の警察署と連携し、不審者対応の訓練を行っています。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		
A③⑤	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>心理的なケアや支援が必要な子どもに対しては、臨床心理士を中心に支援を行っています。年に2回程度、事例検討会を行い、心理的ケアに関する理解を深めていますが、スーパービジョンの体制はありません。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A③⑥	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>学校の課題への支援の他に、個別の学習課題回復のための個別学習を実施しています。週二回、学習支援のボランティアが来所し、中学生については学習塾を利用して学力アップを図っています。学校の教師が週一回、施設を訪問し連携を図っています。</p>		
A③⑦	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>進路決定までに時間的余裕のある子どもについては、必要な資料や判断材料の提供を行い、自己決定ができるように支援しています。近年、中卒児、中途退学者はおらず、通信制も含め全ての子どもが高校に進学しており、中には大学に進学する子どももいます。</p>		

A③⑧	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>地元企業等の協力を得て年二回の就労体験実習を行い、社会経験や適職探索、人とのつながりなど様々な経験を得て、社会自立へ繋げています。就労体験の振り返り等を通して、子どもの仕事の選択に役立てるように努めています。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの家族を支援する必要な状況が多く、積極的に介入できる家族には対応していません。ただし、介入に当たっては様々な課題があり、保護者支援が困難なケース等については児童相談所と連携し、対応しています。</p>		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>親子関係の再構築を目指して、具体的な課題を明示する等、家族への支援を行っていますが、家族療法事業は行っていません。外泊の手順等は定めており、記録も作成していません。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	c
<p><コメント></p> <p>管理職を含む職員が、相互に評価をし、助言し合い、協力しながら支援の質の向上に努めています。職員間の風通しは良く、相談しやすい状況ですが、スーパービジョンを実施する仕組みはありません。</p>		